

令和4年2月14日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
村田善則

回 答 書

令和4年1月31日付け質問書にて照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

1. 事務系職員の在宅勤務における費用負担について

現在の在宅勤務は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から臨時・緊急的な措置として実施しているものであり、現時点において費用負担に係る就業規則は整備していません。

今後、働き方改革の観点から在宅勤務（テレワーク）制度について検討する際に合わせて就業規則を整備したいと考えています。

なお、今般、国（人事院）は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、国家公務員の勤務時間をテレワークに対応した制度にするための有識者会議を立ち上げたところであり、本学における検討に当たっては、国の動向も注視しながら進めて行きたいと考えています。

2. 契約職員（研修医）の手当について

ご指摘の手当支給の有無について調査したところ、「超過勤務手当」については支給していますが、「期末手当」及び「勤勉手当」については支給していません。

これまで病院において、「期末手当」及び「勤勉手当」を支給しない労働条件で各研修医と個別労働契約を締結した認識で取り扱っていました。本学においては、要件を満たす契約職員に対してこれらを支給しないことができる就業規則の規定（契約職員就業規則第57条第4項ただし書きを除く）はありません。

今後の対応等については、現在調査を進めているところであり、後日、あらためてご連絡したいと考えています。